

ＩＣカード特約

１．（特約の適用範囲）

- （１）この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下、「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めたものです。
- （２）この特約は、当金庫キャッシュカード規定（以下、「カード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫のカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は、当金庫のキャッシュカード規定により取扱うものとします。
- （３）この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫のキャッシュカード規定の定義によるものとします。

２．（ＩＣカードの利用）

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

- （１）当金庫所定のＩＣカードが利用できる自動機を使用して預金の預入れをする場合
- （２）当金庫所定のＩＣカードが利用できる自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- （３）当金庫所定のＩＣカードが利用できる自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- （４）その他当金庫所定の取引をする場合

３．（ＩＣカードの有効期限）

- （１）ＩＣカードの有効期限は、ＩＣカード上に表示された年月の末日までとします。
- （２）ＩＣカードの有効期限経過後は、ＩＣカードの利用はできません。
- （３）ＩＣカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいＩＣカードを事前に送付します。有効期限が到来したＩＣカードは、本人の責任においてＩＣチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ廃棄してください。

４．（ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い）

新規発行、更新、再発行でＩＣカードを発行する際には、別にお知らせした当金庫所定の手数料をいただきます。

以上
令和２年４月１日改正